

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年6月2日（平成29年（行情）諮問第214号）

答申日：平成29年11月14日（平成29年度（行情）答申第316号）

事件名：特定課職員が作成した文書のうち開示請求者の発言が記載されたもの（直近年度のもの）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定課が作成した文書のうち開示請求者の発言があるもの（直近年度のもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月24日付け28受文科初第2520号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る対象文書について

本件開示請求は、以下に掲げる文書についてなされたものである。

- 特定課が作成した文書のうち開示請求者の発言があるもの（直近年度のもの）

本請求に係る文書は、保有しておらず、作成していないため、行政文書が存在しないことによる不開示決定としたところ、審査請求人から、以下の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

【審査請求理由】

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

2 不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について、文部科学省初等中等教育局特定課（以下「特定課」という。）では、上述のとおり文書を保有・作成していないため、該当する行政文書は存在しない。

念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

<本開示請求経緯>

平成29年1月25日 開示請求受付

平成29年2月24日 不開示決定

3 原処分にあつたの考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年6月2日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年10月12日 審議

④ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「特定課が作成した文書のうち開示請求者の発言があるもの（直近年度のもの）」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書を保有しているはずであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示を求める本件対象文書は、特定課職員が開示請求者と面談等を行った際に、開示請求者の発言を聞き取って作成した面談記録等であると思われるが、特定課では、そのような面談記録を作成していない。

イ 本件開示請求を受けて、念のため、特定課内の書庫・ロッカー等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

ウ 以上のことから、特定課では、本件対象文書に該当する文書を保有していない。

(2) 本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆す事情も認められない。

したがって、文部科学省(特定課)において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司